



田産第108号
平成27年4月1日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

田舎館村長 鈴木孝雄



田舎館村農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画の制定について
(協議)

のことについて、田舎館村農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画を制定したいので、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第4項の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

田舎館村農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画案

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（案）

田舎館村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載の通りとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本村の地形は最高で標高30m程度の低地帯で、浅瀬石川及び平川流域の豊富な水資源を有する、県内屈指の稻作地帯である。また、果樹や農業用ハウスを活用した野菜が盛んで、特にイチゴは一年を問わず栽培されており、若者の新規就農に一役買っている。

近年では、食味を重視した主食用水稲の生産が行われるようになり、離農する農業者が担い手に農地を預け、担い手が有機栽培等を行う仕組みが確立されつつある。しかし後継者不足は深刻であり、青年就農者の確保が課題となっている。また、農地環境の保全についても、農業者の数が減少していることもあり、放任樹園地等の増加も懸念されている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本村では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することで、多面的機能の発揮の促進と農地環境の保全を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	全 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

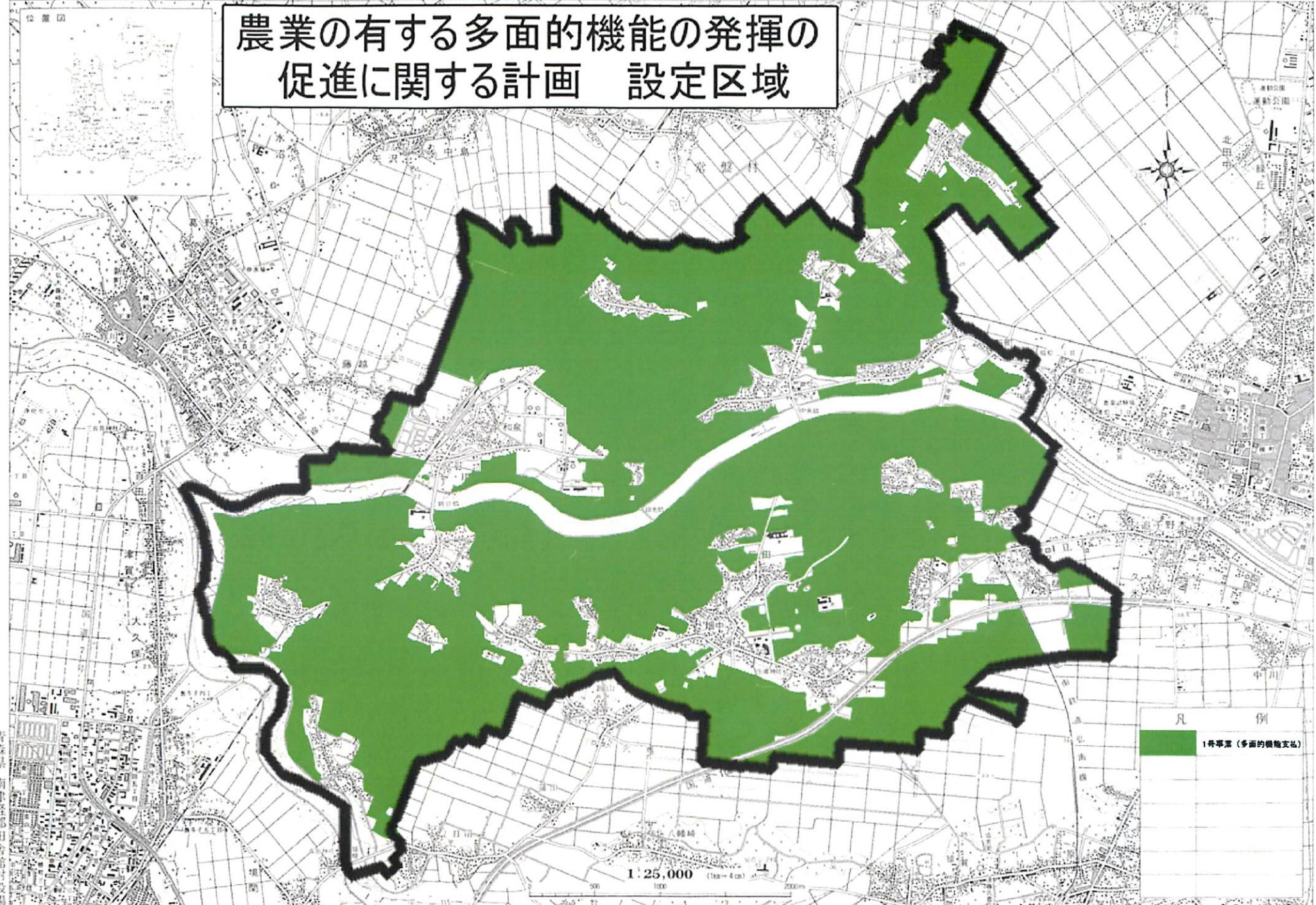
5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。

農業の有する多面的機能の発揮の 促進に関する計画 設定区域

本章首頁

位置



青森県 南津軽郡田舎館村役場

1. 景區（多面的植物支柱）